

盛岡労働基準監督署発表
令和 8 年 9 月 18 日

【照会先】 盛岡労働基準監督署
副 署 長 鈴木 裕介
第一方面主任監督官 上田 裕之
電 話 019-604-2530

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

— フォークリフトを運転する業務に無資格者を就かせた疑い —

盛岡労働基準監督署（署長 千田 成人）は、本日、法人及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで、盛岡地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和 7 年 12 月 11 日、自社敷地内において、法定の運転資格を有しない労働者を、最大荷重 3 トンのフォークリフトを運転する業務に就かせた疑い。

1 被疑者

- （ 1 ）有限会社石杜運輸
法人所在地：岩手県紫波郡紫波町佐比内
事 業 内 容：一般貨物自動車運送業
（ 2 ）被疑者 A （同社代表取締役）

2 違反被疑条文 「関連条文一覧」参照

労働安全衛生法違反
同法第 61 条第 1 項（就業制限）
労働安全衛生法施行令第 20 条第 11 号（就業制限に係る業務）
同法第 119 条第 1 号（罰則）
同法第 122 条（両罰規定）

3 災害の概要

令和 7 年 12 月 11 日、上記会社敷地内において、物置に波板の壁を取り付ける作業を行う際に、法定の運転資格を有しない労働者 B が、会社所有の最大荷重 3 トンのフォークリフトを運転してパレットを約 3 m の高さに持ち上げて作業のための床として使用し、そのパレットに梯子を立て掛けて、労働者 C が床とパレットとの間を昇降していたところ、床まで墜落し、重傷を負うという労働災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、最大荷重 1 トン以上のフォークリフトを運転する業務について、運転資格を定めており、資格を有しない労働者を当該業務に就かせることを禁止していますが、災害発生当時の作業において、法定の運転資格を有しない労働者を当該フォークリフトの運転業務に就かせた疑いがあるものです。

関連条文一覧

○労働安全衛生法（昭和 47 年 法律第 57 号）（抄）

（就業制限）

第 61 条第 1 項

事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

（罰則）

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、（中略）第 61 条第 1 項（中略）の規定に違反した者
- 二 （略）
- 三 （略）
- 四 （略）

（両罰規定）

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生法施行令（昭和 47 年 政令第 318 号）（抄）

（就業制限に係る業務）

第 20 条

- 一～十 （略）
- 十一

最大荷重（フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。）が 1 トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務。

- 十二～十六 （略）